平成２７年度　当初予算（案）

主な事業の説明書

健康福祉部

・・・・・・・・・・・・・・・・目　　次・・・・・・・・・・・・・・・・

款	項	目	大事業		ページ
3	1	1	21	（新規）特別弔慰金事務費	４－　１
3	1	1	31	地域支え合い事業費	４－　２
3	1	1	34	（新規）生活困窮者自立支援事業費	４－　３
3	1	1	61	社会福祉協議会補助金	４－　４
3	1	5	14	障がい者等地域生活支援事業費	４－　５
3	1	6	11	高齢者生活支援サービス事業費	４－　８
3	1	6	13	敬老の日事業費	４－　９
3	1	6	21	介護予防事業費	４－１１
3	1	6	22	包括的支援事業・任意事業費	４－１４
3	1	6	61	老人クラブ補助金	４－１７
3	1	7	60	法人立介護保険施設等補助金	４－１８
3	2	1	61	（新規）子育て応援ふれあい促進事業費	４－１９
3	2	1	89	すこやか子育て支援費・・・（保育所等）	４－２０
10	4	2	10	すこやか子育て支援費・・・（幼稚園）	
3	2	2	12	放課後児童クラブ管理運営費	４－２１
3	2	3	61	法人立保育所補助金	４－２２
3	3	2	80	生活扶助費等	４－２４
4	1	2	12	母子保健推進費	４－２６
4	1	2	61	特定不妊治療・不育症治療費補助金	４－２７
4	1	4	12	予防接種経費	４－２８
4	1	6	10	保健事業費	４－２９
				大仙市子育て支援・年表（ソフト事業）　平成２７年度版	４－３１

※部毎に款・項・目・大事業の順番とする。

事　業　説　明　書

3 款　1 項　1 目　21 事業

(新規)・継続・廃止　　課所名　健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱)高齢者福祉の充実　(施策)高齢者の暮らしを支える体制の充実　(基本事業)その他

【事 業 名】　特別弔慰金事務費
【説明項目】　第10回特別弔慰金支給事業について

【27年度】　1,882 千円【26年度】　千円【増減額】　1,882 千円

1．事業の目的及び目標

特別弔慰金は、先の大戦において、公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に対し国が弔慰を表し、その遺族に特別に支給するものである。
昭和40年4月1日の法制定以来、これまで10年単位で改正され支給されている。迅速かつ正確な事務処理を行い、受給対象者の方々が遺漏無く受給できるよう努める。

2．事業の概要

《制度の概要》

(1) 国債の名称　第10回特別弔慰金国庫債券
(2) 対象見込み数　2,000件（戦没者の妻、子、兄弟姉妹、甥姪等の内１名）
(3) 受付期間　平成27年4月1日～平成30年3月31日（予定）

《請求書の受付から国債交付までの流れ》

請求者 ①→ 大仙市（受付事務） ②→ 県（審査裁定） ③→ 国（国債発行） ④→ 大仙市（国債交付） ⑤→ 請求者

※弔慰金は郵便局などで国債と引き換えで受け取る。

《大仙市が負担する経費》

(1) 賃金　臨時職員 1人分（@710円×7時間×4日×52週）
(2) 旅費　一般旅費
(3) 需用費　コピー代、封筒、各種用紙代
(4) 役務費　郵便料

3．これまでの成果と今後の方向性

特別弔慰金の制度は、国の戦没者遺族に対する援護施策の重要な柱と位置づけられており、市としても、引き続き当該事務の円滑な推進を図り遺族援護に務める。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価（今後の方向性）

4．財源内訳

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,882	100			1,782

【国県支出金】　15 款　2 項　2 目　：　特別弔慰金事務費補助金

事　業　説　明　書

3 款　1 項　1 目　31 事業

新規　・（継続）・　廃止　　課所名　健康福祉部 社会福祉課

（施策の大綱）社会福祉の充実　（施策）地域福祉の推進　（基本事業）新たな支え合いのネットワーク構築

【事 業 名】　地域支え合い事業費
【説明項目】　地域支え合い事業の内容について

【27年度】　1,082 千円【26年度】　808 千円【増減額】　274 千円

1．事業の目的及び目標

地域住民による見守りなどの支え合いにより、支援を要する人を含め、すべての人が住み慣れた地域において安心して生活を継続することができる支援体制の構築を目的とする。

【目 標】①地域の支え合い、共助意識の醸成
②要配慮者情報の収集・更新
③結いっこサービス（生活基盤支援サービス）登録者数：《目標H28年度80人》 H26年度 60人

2．事業の概要

(1)地域支え合い事業　予算額:600千円

● 地域住民の支え合い体制づくりへの支援･･･地域見守り・共助意識の醸成　20千円

● 避難行動要支援者情報の収集・更新整備　580千円
・情報共有の継続・更新…民生児童委員、市社会福祉協議会
・避難行動要支援者情報管理環境整備費用にかかる費用･･･情報管理システムの運営環境について見直しと整備を要する。(端末交換に伴うシステム再セットアップ費用･･･373千円)
・地域防災計画の見直しによる新たな情報提供…警察署・消防署・自主防災組織等

(2)結いっこサービス(生活基盤支援サービス)事業費補助金　予算額:482千円

● H24年度から大仙市社協の自主事業として実施されている「結いっこサービス」に対し、活動費等の必要経費の一部を財政支援するもの。
・交付先　：大仙市社会福祉協議会
・サービス内容　：サービス利用登録者が、日常生活上の軽易な困りごと等、何らかの援助を必要としたときに一連の養成講座を修了した「結いっこサポーター」が自宅を訪問し、本人が求める支援を行う。
※H26年10月末時点の登録申請者･･･43人、サポーター実動員数･･･106名
・補助対象経費　：結いっこサービス事業実施及びサポーター養成に係る経費（食糧費除く）

3．これまでの成果と今後の方向性

○平成23年度に民間事業者との見守り協力協定を締結（現在：18事業者21事業所）
○地域支え合い体制づくりへの支援として、事業推進参考資料とするための地域アンケート調査を平成24年度に自治会に対し実施。その結果を踏まえ、共助意識の醸成を目的とした取り組みを検討している。
○避難行動要支援者情報を引き続き民生児童委員及び市社会福祉協議会へ提供し、共有するとともに、地域防災計画の見直しにより、警察署・消防署・自主防災組織等へも新たに情報を提供する。
○市社協の自主事業である「結いっこサービス」については、体制の確立に向けた支援を行う。
○避難行動要支援者情報については、収集･更新整備など関係機関と連携を図りながら、効果的な事業運営について検討するとともに、雪対策総合計画等と関連し、総合防災課をはじめとする各関係課所との情報共有を見据えた運営環境についても、平成27年度内にその方向性を見出すこととする。

《参考：H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》
○結いっこサービスについてはH24年度から市社協の自主事業とし、サービス内容や利用対象者を見直し、利用拡大を図っている。
○自治会等との連携により避難行動要支援者を地域で見守る支援体制の構築に向け、避難行動要支援者情報共有について検討・実施していく。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,082				1,082

事　業　説　明　書

3 款　1 項　1 目　34 事業

(新規)・継続・廃止　　課所名　健康福祉部　生活支援課

(施策の大綱)　社会福祉の充実　　(施策)　地域福祉の推進　　(基本事業)　新たな支え合いのネットワーク構築

【事 業 名】　生活困窮者自立支援事業費

【説明項目】　自立相談支援事業の実施について

【27年度】　13,974 千円【26年度】　0 千円【増減額】　13,974 千円

１．事業の目的及び目標

社会保険や労働保険などの「第１のセーフティネット」と生活保護の「第３のセーフティネット」の狭間に置かれてきた、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化する目的で、平成２７年４月から生活困窮者自立支援法が施行される。

困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施することで、生活困窮者の自立の促進を図る。合わせて、地域に不足する社会資源を把握し、整備促進を働きかける。

２．事業の概要

（１）対象者

生活保護非該当者（廃止・却下等）、失業者、多重債務者等

（２）支援事業

事業名	区分	事業の概要	実施時期		国負担率(任意は補助率)
①自立相談支援	必須	困窮者からの相談に包括的に対応	○	H27年度	３／４
②住居確保給付金	必須	離職者等に有期で家賃相当額を給付	○	H27年度	３／４
③就労準備支援	任意	就労困難者への生活・社会訓練	△	検討中	２／３
④一般生活支援	任意	住居のない者へ宿泊場所・衣食を供与	△	検討中	２／３
⑤家計相談支援	任意	家計に課題を抱える者に対する相談支援	△	検討中	１／２
⑥学習援助	任意	子どもに対する学習援助	△	検討中	１／２

①．【自立相談支援事業】

生活困窮者からの相談に包括的に対応するため、相談窓口を設置し、専門的な職員(主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）を配置する。また、本人の同意のもと自立に向けた支援プランを作成し、関係機関と連携して支援を行う。なお、本事業は社会福祉法人あるいはＮＰＯへの業務委託を予定。（就労支援業務は市のノウハウを活用）

②．【住居確保給付金事業】

平成２１年度から国の交付金による県の基金を財源として実施してきた事業。平成２７年度から、生活困窮者自立支援事業に組み替えとなる。

支給額は、単身世帯２８，０００円、複数世帯３７，０００円。支給期間は３ヶ月。

（３）主な予算内訳

①．委託料　１１，９５０千円

支援員の人件費、車両のリース代、リーフレット作成、研修など

②．賃金等　１，０６８千円

就労支援員賃金など

③．扶助費　９１８千円

単身世帯（３世帯）・複数世帯（６世帯）　各３ヶ月分

３．これまでの成果と今後の方向性

生活保護受給者以外の生活困窮者支援を充実させるための国の新法施行に伴う事業であり、平成２７年度は必須事業のみの実施とするが、今後、相談者の要望等を検討しながら任意事業への取り組みについて準備していく。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価(今後の方向性)

４．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
13,974	10,480			3,494

【国県支出金】　14款1項1目：生活困窮者自立支援費負担金

事　業　説　明　書

3 款　1 項　1 目　61 事業

新規　・（継続）・　廃止　　課所名　健康福祉部　社会福祉課

（施策の大綱）　社会福祉の充実　　（施策）　地域福祉の推進　　（基本事業）新たな支え合いのネットワーク構築

【事 業 名】　社会福祉協議会補助金
【説明項目】　社会福祉協議会に対する財政支援について

【27年度】　90,877 千円【26年度】　89,092 千円【増減額】　1,785 千円

1．事業の目的及び目標

社会福祉協議会の安定的な経営を背景に、地域福祉を推進できるよう社協の財政状況を精査し、状況を勘案しながら財政支援を行っていく。

2．事業の概要

【補助対象】市社会福祉協議会地域福祉部門職員29名
（□正職員23名：給与＋法定福利費　□嘱託職員5名：給与　□臨時職員1名:給与/2）

【補助額】　**90,877千円**

（単位：円）

補助項目	26年度(見込)		27年度予算	
給与（正職員）	22人	66,331,500	23人	70,132,200
給与（嘱託）	4人	8,074,800	5人	9,828,000
給与/2（臨時）	2人	1,512,000	1人	756,000
小　計	28人	75,918,300	29人	80,716,200
法定福利費（正職員）		14,922,751		15,881,772
合計（補助対象）	28人	90,841,051	29人	96,597,972
うち市補助金		89,092,000		90,877,000

3．これまでの成果と今後の方向性

当補助金は市社会福祉協議会の依存財源の大部分を占めており、同協議会の経営安定化を図るため、H23からそれまで事業委託料に包含されていた人件費部分を切り分け、本補助対象経費に組み入れて一本化した。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・今後、市の自主財源が大幅に減少していくことから、財政支援の在り方について再検討することが喫緊の課題である。
・市社会福祉協議会における自主財源の確保や、職員の定数管理体制と事業の在り方について検討を促し、支出経費の圧縮を進めるよう指導していく。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

（単位:千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
90,877				90,877

事　業　説　明　書

3 款　1 項　5 目　14 事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　生活支援課

(施策の大綱)　社会福祉の充実　　(施策)　障がい児・者福祉の充実　　(基本事業)　自立生活の支援

【事 業 名】　障がい者等地域生活支援事業費

【説明項目】　障がい者等に対する自立した生活を営むための支援について

【27年度】　66,865 千円【26年度】　73,146 千円【増減額】　△ 6,281 千円

1．事業の目的及び目標

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、地域の特性や利用者の状況に応じた形態による事業を実施し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すとともに、利用者が使いやすいように配慮し、障がい者等が自立した生活ができるよう支援する。

2．事業の概要

障がい者等の自立した生活を支える上で重要とされる必須事業と、市町村が地域の実情を考慮して行う選択事業に分類される。

平成２７年度の拡充及び新規事業の概要については、次のとおり。

区分	事　業　名	内　容
拡充	点字・声の広報等発行	従前の市広報の発行に加え、障がい福祉ガイドブックの発行を実施
新規	スポーツ・レクリエーション教室実施	障がい者等の健康維持、障がい者スポーツの普及のための障がい者スポーツに触れる機会等を提供
新規	成年後見制度普及啓発	弁護士等による制度の普及啓発･情報提供を実施

（単位：千円）

事　業　の　種　類		H26当初 ①	H26 実績見込	H27当初 ②	比較 (②-①)
必須事業	①理解促進研修・啓発　②自発的活動支援　③相談支援　④成年後見制度利用支援 ⑤成年後見制度法人後見支援　⑥意思疎通支援　⑦日常生活用具給付等 ⑧手話奉仕員養成研修　⑨移動支援　⑩地域活動支援センター機能強化	53,977	52,115	47,501	▲6,476
選択事業	①訪問入浴サービス　②生活訓練等　③日中一時支援、養護学校放課後支援 ④点字・声の広報等発行　⑤スポーツ・レクリエーション教室開催等 ⑥自動車運転免許取得・改造助成　⑦成年後見制度普及啓発	15,453	14,751	16,210	757
その他	障害支援区分認定事務	2,874	2,853	2,538	▲336
	事務経費	842	837	616	▲226
計		73,146	70,556	66,865	▲6,281

※補助率：補助対象経費に対して、国１／２以内、県１／４以内。

なお、各事業の詳細は別紙のとおり。

3．これまでの成果と今後の方向性

- 事業の拡充、改善及び新規事業の実施により、障がい者等の精神的並びに経済的負担が軽減されることから、利便性の高い安定したサービスの提供が、より可能となった。
- 障がい福祉サービスにおける対応が困難なケースについては、対象者の心身及びその家族の状況等を考慮したサービス提供を行うことが可能であり、地域住民や関係機関との連携を図りながら、制度に則って障がい者等の自立した生活を支援できる体制作りを継続していく。
- 第４期障がい福祉計画作成時のニーズ調査結果及び利用実績から推計した数字を基に、事業を展開していく。

《参考：H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

- 事業メニューが増えたことで利用者も増え、障がいのある人の自立した生活が促進されている。
- 選択事業は、利用者、その家族と置かれている環境等の状況にあったサービスを柔軟に対応する。

総合評価（今後の方向性）：現状のまま継続

4．財源内訳

（単位:千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
66,865	43,089			23,776

【国県支出金】　14款2項2目：地域生活支援事業費補助金　28,726
15款2項2目：地域生活支援事業費補助金　14,363

別紙

１．必須事業

	事　業　名	事　業　説　明	人数等	金　額
1	理解促進研修・啓発	(1)普及活動講演会 市民を対象に、各障がいの基礎知識、接し方、配慮及び虐待並びに差別禁止等について、障がいの専門的知識のある有資格者を講師として講演会を開催する。		127千円
		(2)障がい者等に対する普及・啓発 障がい者等に対する理解を深めるため、普及啓発パンフレットの作成及び周知する。		465千円
2	自発的活動支援	市民に対して、障がい者が災害に遭遇した場合の支援を行うボランティアを養成するとともに、意識障害等の手当が必要な場合の必要な知識と技術を習得していただくための講習会を実施する。 【内容】 病気やけが、災害から自分自身を守り、けが人や急病人を正しく救助し、医師や救急隊に引き継ぐまでの救命手当・応急手当を行うための知識と技術を学ぶ。		100千円
3	相談支援	(1)相談支援 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他のサービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。	4,500件	11,069千円
		(2)地域自立支援協議会 障がい者、障がい児とその家族、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関者、教育・雇用関係機関に所属する方々の参画によって、複数の専門部会を設置し、状況に合った仕組みを協議し実施している。		569千円
4	成年後見制度利用支援	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図り、成年後見制度の申し立てに要する費用(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	5人	556千円
5	成年後見制度法人後見支援	地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、障がい者等の権利擁護、市民後見人の活用等の法人後見の業務を適正に行うための必要な知識、技能及び倫理を習得することができるよう講習会を開催する。		100千円
6	意思疎通支援	聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の相談・手続き等における意思疎通を容易にするため、手話通訳者を設置し、手話通訳者や市に登録している手話奉仕員を派遣する。	160回 (21人)	4,968千円
7	日常生活用具給付	重度の身体障がい者（児）や知的障がい者（児）に対し、ストマ装具、電気式たん吸引器、人工喉頭等の日常生活用具を給付する。	2,144件 (227人)	20,313千円
8	【業務改善】 手話奉仕員養成研修	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現を習得した手話奉仕員を養成し、地域生活における聴覚障がい者等の意思疎通を支援する。 また、26年度は市が実施した当該事業を、研修を実施するための講師の資格を有する者が在籍する大曲仙北手話研究会へ業務委託する。 ※現在、市登録済みの手話奉仕員は16名(うち市内在住者は3名)	19人	418千円
9	移動支援	(1)移動支援（グループ支援型） 屋外での移動が困難な障がい者等の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動の際の必要な支援を行う。 ※個別支援型は障害福祉サービスの「同行援護」の利用となる	26件 (4人)	195千円
		(2)ガイドヘルパー派遣 外出及び社会参加が困難な視覚障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣することにより、外出及び社会参加を容易にする。	8件 (6人)	122千円
10	地域活動支援センター	創作活動又は生産活動等の機会の提供、社会との交流促進等、地域生活における支援の促進を図る。	19人	8,499千円
必須事業小計　①				47,501千円

２．市実施分選択事業

（１）日常生活支援

	事　業　名	事　業　説　明	人数等	金　額
11	訪問入浴サービス	居宅で入浴することが困難な障がい者に、訪問入浴車によるサービスを提供することで、身体の清潔保持、必要機能の維持を図る。	466回 (5人)	5,867千円
12	生活訓練等	生活の質的向上を図ることを目的に、日常生活上必要な訓練、指導等、本人活動の支援を行う。	10人	321千円
13	日中一時支援等	(1)日中一時支援（日中短期） 家族の就労支援や介護の負担軽減を図り、一時的に見守り等の支援を行う。	1,109回 (83人)	3,683千円
		(2)養護学校放課後生活支援事業 養護学校に在学する児童・生徒の保護者が、日中就労等により家庭にいない時に、適切な遊びや生活の場を提供し、利用児童の健全な育成の場を確保するとともに、保護者の負担軽減を支援する。	11人	4,368千円

（２）社会参加支援

	事　業　名	事　業　説　明	人数等	金　額
14	【拡充】 点字・声の広報等発行	(1)点字広報 視覚障がい者の情報保障と社会参加の促進を図るため、市広報を点訳して配付する。	24回 (13人)	303千円
		(2)声の広報 視覚障がい者の情報保障と社会参加の促進を図るため、市広報を録音して配付する。拡充部分として、毎年発行している「障がい福祉ガイドブック」を提供するが、新たに広報等を通じて配布希望者を募り、更なる制度の周知をする。	24回 (11人)	290千円
15	自動車運転免許取得費・改造費助成	(1)運転免許取得費助成 自動車運転免許取得に要する費用の2/3（最大10万円）の一部を助成し、就労、通院等社会参加への促進を図る。	3件	300千円
		(2)自動車改造費助成 ハンドル、アクセル等の自動車改造に要する費用の2/3（最大10万円）の一部を助成し、就労、通院等社会参加への促進を図る。	3件	300千円
16	【新規】 スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供する。		78千円

（３）権利擁護支援

	事　業　名	事　業　説　明	人数等	金　額
17	【新規】 成年後見制度普及啓発	知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を擁護する成年後見制度に関する理解を広げるために、専門家（弁護士、社会福祉士、司法書士）　の協力を得て、制度の普及啓発･情報提供事業を行う。		700千円
市実施分選択事業小計　②				16,210千円

３．その他

	事　業　名	事　業　説　明	人数等	金　額
18	障害支援区分認定等事務	障がい福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等にかかる、障害支援区分認定調査依頼、医師意見書作成依頼及び障害支援区分認定事務等の円滑な実施を行う。		2,538千円
19	事務費	旅費、消耗品費、印刷製本費及び郵便料		616千円
その他小計　③				3,154千円
合　　計　④（①＋②＋③）				66,865千円

４．その他選択事業（市未実施分）

事　業　名	事　業　説　明
日常生活支援	福祉ホームの運営、福祉機器リサイクル　等
社会参加支援	文化芸術活動振興等
就業就労支援	重度障害者在宅就労促進、知的障害者職親委託　等

事　業　説　明　書

3 款　1 項　6 目　11 事業

新規　・(継続)　・廃止　　課所名　健康福祉部　地域包括支援センター

(施策の大綱)　高齢者福祉の充実　　(施策)　高齢者の暮らしを支える体制の充実　介護予防事業と介護保険事業の推進　　(基本事業)

【事 業 名】　高齢者生活支援サービス事業費

【説明項目】　家族介護支援や生活支援サービス等の概要について

【27年度】　49,293 千円【26年度】　51,302 千円【増減額】　△ 2,009 千円

1．事業の目的及び目標

高齢者やその家族に対し、介護予防サービスや生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立生活の継続と生活の質の確保を図り、総合的な保健福祉の向上に資することを目的とし、平成27年度から29年度までの高齢者プランに掲げる目標量を目指す。

2．事業の概要

NO	事業名	内容	積算等	H26実績見込
①	要介護者移送サービス事業【50千円】	・要介護4又は5で普通自動車での移送が困難な高齢者を対象に、退院時、移送用車両により市内自宅までの送迎を行うサービス。 ・利用者負担なし。委託単価：5,000円/回。	委託：@5,000円×10回	実施回数見込 11回（すべて民間委託）
②	軽度生活援助事業【6,835千円】	・高齢者のみの世帯等に対し、軽易なサービスの提供を受けられる助成券を交付（上限36枚）。 ・利用者負担(利用券1枚につき)市民税課税世帯350円、均等割のみ課税世帯300円、非課税世帯250円。生活保護世帯無料。 ・シルバー人材センターに業務委託。委託単価：880円/枚。	委託：@880円×7,500回 印刷製本：235千円	利用者数見込 485人 延利用回数見込 7,151回
③	介護予防デイサービス事業【28,080千円】	・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。 ・利用者負担(1回につき)700円。 ・大曲地域は県南ふくし会に、仙北地域は市社会福祉協議会に業務委託。委託単価：3,600円/回。	委託：@3,600円×7,800回	延利用回数見込 7,038回
④	高齢者等相談支援事業【904千円】	・高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会の開催。 ・市社会福祉協議会に業務委託。	委託：弁護士謝礼等	相談会・巡回回数見込 60件
⑤	緊急通報体制等整備事業【9,777千円】	・高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。 ・利用者負担(1月につき)市民税課税世帯600円、均等割のみ課税世帯400円、非課税世帯200円。生活保護世帯無料。 ・市社会福祉協議会に業務委託。	委託：保守料 取付料 機器代等	設置世帯数見込 397世帯
⑥	家族介護用品支給事業【1,490千円】	・要介護4又は5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している市民税均等割のみ課税世帯に対し、介護用品購入券を交付。年間40枚を上限(1枚1,250円)。	扶助費：@1,250円×1,160枚 印刷製本：40千円	延利用枚数見込 1,014枚
⑦	家族介護慰労金支給事業【1,860千円】	・要介護4又は5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に対し、月額5,000円を支給。	扶助費：@5,000円×31人×12ヵ月	支給者数見込 33人

○事務費（郵便料）　297,000円

※各事業とも、H27予算額はサービス内容を現状のまま継続し、H25決算額及びH26決算見込額等を踏まえて算出。

3．これまでの成果と今後の方向性

高齢者又は高齢者を抱える家族にとって、当該事業を利用することで、精神的・経済的負担の軽減や介護予防等の効果がある。

高齢者や要介護認定者が増加傾向であることから、今後も高齢者の生活を支援するサービスとして継続が必要である。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

各事業とも一定の需要があり、それぞれ成果が得られているものである。一方、介護保険の制度改正や住民ニーズの多様化等に柔軟に対応するため、内容の改善を図りながら当該サービスを継続して実施する。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
49,293		37,800	7,520	3,973

【市　　債】 21款1項2目：高齢者生活支援サービス事業債

【そ の 他】 20款5項3目：高齢者生活支援サービス事業納付金

事　業　説　明　書

3 款　1 項　6 目　13 事業

新規　・　(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　社会福祉課

(施策の大綱)　高齢者福祉の充実　　(施策)高齢者の暮らしを支える体制の充実　　(基本事業)　高齢者の生きがい活動の促進

【事 業 名】　敬老の日事業費
【説明項目】　敬老会、長寿祝金について

【27年度】　40,552 千円【26年度】　39,397 千円【増減額】　1,155 千円

1．事業の目的及び目標

○ 敬老会　市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者の長寿を祝い、敬意と感謝の意を表することを目的とする。
【目標数値：対象者 17,156人 うち出席率28.33% 】

○ 長寿祝金　高齢者の長寿を祝い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。
長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対する市民の敬老意識の涵養を図るとともに、敬老会への参加を促し、高齢者の社会参加の機会を提供する。
【予定数値：100歳 31人、88歳 754人】

2．事業の概要

■敬老会･･･市内各地域の実行委員会(大曲地域は各地区社会福祉協議会)に委託し、敬老の日が設定されている９月中に実施する。全市統一で長寿祝金(88歳)や記念品を贈呈する他、懇親会、アトラクション等の内容は各実施主体による独自の計画に基づき行う。

○実績

事業額推移　単位：円

	H25実績	H26実績見込	H27当初
委託料及び事務費	16,611,096	16,609,235	17,611,500
記念品(傘寿)	973,600	1,017,240	1,121,400
記念品(対象者)	1,626,450	1,814,400	2,038,132
合　計	19,211,146	19,440,875	20,771,032

対象者人数推移　単位：名

	H25実績	H26実績見込	H27当初
対象者数	16,342	16,436	17,156
参加者数	4,671	4,656	5,074
傘寿(80歳)	1,217	1,211	1,335

※対象者数･･･市民課統計より

○平成27年度変更点
・委託料積算基準を一部改める。

○平成27年度事業費内訳

項　目		内　訳	金　額(円)
委託料			
	参加者賄い費	@2,600円×参加者数	13,192,400
	協力者及び準備経費		866,700
	しおり作成、事務費等		3,452,400
	バス借上げ料その他		50,000
小　計			17,561,500
事務費			
	事務費(役務費、消耗品費)	対象者全員分、案内状作成等	50,000
小　計			50,000
報償費			
	記念品(対象者全員)	@110円×対象者数	2,038,132
	記念品(傘寿)	@840円×傘寿対象者数	1,121,400
小　計			3,159,532
合　計			20,771,032

○平成27年度当初予算額･･･20,771,032円

■長寿祝金･･･年度内88歳到達者に２万円を贈呈(敬老会出席者には当日、欠席者には順次訪問等で対応)。
100歳には誕生日に自宅もしくは入所施設等で贈呈(在宅20万円、施設入所者等10万円)。

○祝金交付額の推移

		H25実績	H26実績見込	H27当初
100歳	在宅 @200,000円	1,600,000	1,200,000	3,200,000
	対象者(人)	8	6	16
100歳	施設 @100,000円	800,000	1,100,000	1,500,000
	対象者(人)	8	11	15
88歳	@20,000円	12,600,000	13,420,000	15,080,000
	対象者(人)	630	671	754
合 計 額		15,000,000	15,720,000	19,780,000

○平成27年度当初予算額　･･･　合計　19,780,000円

３．これまでの成果と今後の方向性

ここ数年、敬老会への参加者数は横ばいで推移しているが、敬老会の対象である市内の76歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者の社会参加の機会創出や市民の敬老意識の普及は必須である。
また、本事業の実施が市内に住む高齢者の生きがいや楽しみの一つとして定着してきていることから、より多くの方々が参加できるよう事業の実施形態等について検討しながら引き続き実施していくべき事業である。

《参考：H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》	総合評価 （今後の方向性）
長寿祝い金及び敬老事業対象者は今後も増加することを考慮し、限られた予算の中で事業目的が達成されるよう改善を図っていく。	改善しながら継続

４．財源内訳

（単位:千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
40,552	0	0	0	40,552

事　業　説　明　書

3 款　1 項　6 目　21 事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　地域包括支援センター

(施策の大綱)　高齢者福祉の充実　　(施策)高齢者の暮らしを支える体制の充実　介護予防事業と介護保険事業の推進　　(基本事業)

【事 業 名】　介護予防事業費

【説明項目】　介護保険法における介護予防事業の概要について

【27年度】　29,874 千円【26年度】　30,610 千円【増減額】　△ 736 千円

1．事業の目的及び目標

当該事業は、高齢者の要介護・要支援状態となることの予防を目的とする。
高齢者の心身の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、地域で生きがいある生活を送ることができるよう支援する事業。各事業の数値目標は、別添のとおり。

2．事業の概要

［介護保険者］
大曲仙北広域市町村圏組合

→ 市が受託

［市］　地域支援事業(介護保険法第115の45)

介護予防事業	包括的支援事業	任意事業

■二次予防事業

【対　　象】
・要介護状態等となるおそれの高い高齢者

【事業内容】
・対象者の把握
・介護予防プログラムの実施
・対象者、事業の評価

【各種事業】
①二次予防事業対象者把握事業
②通所型介護予防事業(まめまめ教室)
③二次予防事業評価事業

■一次予防事業

【対　　象】
・高齢者とその支援のための活動に関わる方

【事業内容】
・介護予防に関する情報提供
・ボランティア活動等を活用した介護予防活動
・地域住民への場の提供等

【各種事業】
④まめまめ教室フォローアップ(廃止)　⑤介護予防いきいき隊養成事業
⑥地域高齢者健康教室　⑦介護予防講演会
⑧生活管理指導員派遣事業　⑨生活管理指導短期宿泊事業
⑩出前講座　⑪さわやか教室
⑫ロコモ予防教室　⑬はつらつ教室ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ事業
⑭介護予防普及啓発事業　⑮一次予防事業評価事業

3．これまでの成果と今後の方向性

介護保険制度上に位置づけられた事業により今後も必要な事業である。
なお、各種事業における成果、今後の方向性は、別添のとおり。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

各種事業ごとの事務評価見直しは、別添のとおり。

総合評価
(今後の方向性)
別添のとおり

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
29,874			29,874	0

【そ　の　他】
20款4項1目：介護予防事業受託費　29,783
20款5項3目：生活管理指導員派遣事業負担金　76
20款5項3目：生活管理短期宿泊事業負担金　15

事業説明書関係資料（介護予防事業）

		事業概要	事業の目標値等	H26実績見込等	積算等	H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
二次予防事業	① 二次予防事業対象者把握事業 【12,175千円】	・基本チェックリストやアルブミン検査により、要支援状態等になるおそれのある二次予防事業対象者を把握。 ・【基本チェックリスト】:25項目から構成される調査リストを配布し、回収する。 ・【アルブミン検査　】:特定健診及び後期高齢者健診を対象とした血液検査。 ※委託先:(財)秋田県総合保健事業団 ・【高齢者実態分析業務】 :H27実施予定なし。	・【基本チェックリスト】 介護認定者を除く65歳以上の高齢者の80％以上の実施を目標。 ・【アルブミン検査】 市の健診が必要な人の40％以上の実施を目標。	・【基本チェックリスト】 対象者:21,802人 回答者数:18,793人 回収率:86.2% ・【アルブミン検査】 対象者:18,880人 受診者:6,959人 受診率:36.9%	【基本チェックリスト】 委託: 4,077千円 ほか郵便料等 【アルブミン検査】 委託: 1,001千円 @139円×7,200人 ほか郵便料等	・介護保険法改正により、H27年度からは、一次・二次予防事業対象者の区別がなくなり、加えて要支援者も対象とした介護予防事業を実施することになる。そのため、H28年度までは、現行のスタイルで事業を実施するものの、H29年度以降に向けた体制づくりが課題である。	改善しながら継続
	② 通所型介護予防事業（まめまめ教室） 【9,840千円】	・①で判定された二次予防事業対象者に対し、運動器の機能向上、口腔機能向上等のプログラムを提供。 委託先:ニチイ学館ほか2事業所。	・介護予防プログラムを提供し、生活機能の維持改善を図るため、年10ヶ所(大曲地域3ヶ所、その他地域各1ヶ所)の教室開催を目指す。	・まめまめ教室 ・実参加者数:100人	委託: @953,208円×10G ほか郵便料等 ※1G=10人	・教室参加者は、16回の運動・口腔ケアの個別プログラムにより改善効果が上がっている。 しかし、法改正により、H27年度からは一次・二次予防事業対象者の区別がなくなり、加えて要支援者も対象とした介護予防事業をH29年度以降に導入することになる。現状のまま事業を継続しながら、これまでの教室効果や終了後の経過を分析していく。	現状のまま継続
	③ 二次予防事業評価事業 【60千円】	・二次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。 ・プロセス、アウトプット、アウトカム評価。	・既存事業の改善や新規事業の実施。 ・目標値の設定は適さない。	－	需用費	・事務事業評価の対象事業ではない。	－

事業説明書関係資料（介護予防事業）

		事業概要	事業の目標値等	H26実績見込等	積算等	H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
一次予防事業	④ まめまめ教室 フォローアップ事業 【廃止】	・ 前年度、②の事業参加者に対して継続的な支援を実施。 ・ 委託先：ニチイ学館ほか2事業所。	・ －	・ 開催回数： 10G×2回 ・ 実参加者数：76人 ・ 延参加者数：135人	－	・ ②は短期的な支援であり、その後の自主的活動を推進する目的として当該事業を実施してきたものの、他事業を活用することで本目的を達成できることが可能であるとこから、次年度以降廃止するものである。	廃止
	⑤ 介護予防いきいき隊養成事業 【167千円】	・ 講座の開催により、市の介護予防事業への協力や地域での自主的介護予防活動をサポートする人材（いきいき隊）を養成。 ・ いきいき隊として、介護予防事業参加への促進。 ・ いきいき隊を対象としたスキルアップ研修の開催。	・ いきいき隊として年間20人以上の養成を目標とする。	・ 開催回数：3回 ・ 延参加者数：55人 ・ ｽｷﾙｱｯﾌﾟ：24人 ・ 養成講座：16人 ・ 登録者数：14人 ・ 累計登録者数：84人	講師謝礼：69千円 ほか需用費等	・ いきいき隊の実践的な活動のために、養成講座等のカリキュラムの検討が必要。 ・ 隊員同士の情報交換の機会を増やし、地域で取り組める介護予防についての意識づけを図る。	改善しながら継続
	⑥ 地域高齢者健康教室 【2,918千円】	・ 各地域で健康教室を開催し、介護予防意識の向上、生活機能低下の防止を図る。 ・ 公民館、社会福祉協議会、健康増進センター事業と連携。 ・ 専門の嘱託職員を雇用し、介護予防への自主的活動の推進や普及啓発を図る。	・ 当該事業の利用促進を図り、少しでも多くの市民の方に参加していただくことを目標とする。	・ 開催回数：11回 ・ 延参加者数：222人	賃金：1,800千円 講師謝礼：277千円 ほか需用費等	・ 市民の介護予防意識の向上と地域での自主的な予防活動の推進のためには、専門知識のある人が継続的に介入する必要がある。今後は、健康運動指導士などの介護予防を専門に実施する臨時職員を中心とした、新たなる事業展開を図る。	改善しながら継続
	⑦ 介護予防講演会 【321千円】	・ 介護予防知識や意識向上を図ることを目的に、介護予防講演会を開催。	・ 大曲市民会館等で講演会を開催し、300人以上の参加を目標とする。	・ H27年3月8日 秋田大学教授 中村順子氏	講師謝礼：60千円 ほか需用費等	・ より多くの市民から参加していただくため、講演テーマ、開催時期、開催場所等の検討が、今後の課題である。	改善しながら継続
	⑧ 生活管理指導員派遣事業 【765千円】	・ 要介護、要支援認定を受けていない非該当者に対し、生活管理指導員（ヘルパー）を一定期間派遣。 ・ 委　　託：訪問介護事業所へ。1回2,360円。 ・ 利用限度：週2回まで。 ・ 個人負担：1回236円。	・ 介護保険認定線上付近にいる非該当者の支援を目的とする。 ・ 目標値の設定は適さない。	・ 1件	委託： @2,360円×54週×2回×3人	・ 介護状態となることを予防する事業として、今後も継続的に実施する。	現状のまま継続
	⑨ 生活管理指導短期宿泊事業 【158千円】	・ 要介護、要支援認定を受けていない一定条件を満たした非該当者に対し、ショートスティサービスを提供。 ・ 委　　託：1回5,240円。 ・ 利用限度：宿泊期間月14日以内。 ・ 個人負担：1回524円。	・ 介護保険認定線上付近にいる非該当者の支援を目的とする。 ・ 目標値の設定は適さない。	・ 1件	委託： @5,240円×30回	・ 介護状態となることを予防する事業として、今後も継続的に実施する。	現状のまま継続
	⑩ 出前講座 【377千円】	・ 要望のあった地域団体に、介護予防に資する講師等を派遣し、介護予防に関する学習会を開催。	・ 当該事業の利用促進を図り、少しでも多くの市民の方に参加していただくことを目標とする。	・ 開催回数：54回 ・ 延参加者数： 1,275人	講師謝礼：190千円 ほか需用費等	・ 公民館事業との連携は図っているものの、更なる介護予防への機会を広げるため、老人クラブや生涯学習グループ等にも働きかけを行う。	改善しながら継続
	⑪ さわやか教室 【507千円】	・ 介護予防と運動習慣継続の必要性に対する意識向上を図る。 ・ 健康運動指導士による教室の展開。	・ 運動継続の必要性を普及することを目的とする。 ・ 5ヶ所の継続実施のほか、3圏域に新規各1ヵ所の実施を目標とする。	・ 開催回数：13回 ・ 実参加者数：46人 ・ 延参加者数：236人	備品購入：214千円 ほか需用費等	・ 運動継続の必要性の普及効果を考慮した場合、今後も必要であり、更に事業内容の改善を図りながら全地域に拡大を進める。介護保険制度改正に伴うH29年度からの新たな体制づくりにおいても、どのように位置づけるかが今後の課題である。	事業規模を拡大して実施
	⑫ ロコモ予防教室 【1,017千円】	・ 日頃、運動器の衰えを感じている高齢者を対象に、改善を目指した個人プログラムを実施。 ・ 委託事業	・ 市内全域での開催を目標とする。	・ 開催回数：10回 ・ 実参加者数：12人 ・ 延参加者数：108人	委託： @475,200円×2G ※1G=10人 ほか需用費等	・ 運動機能を改善するプログラムとしては有効な事業であるものの、膝等に痛みがある方にとっては負担をともなう可能性もあることから、より効果的なプログラムのための改善が今後の課題である。	改善しながら継続
	⑬ はつらつ教室 フォローアップ事業 【173千円】	・ 任意事業である認知症予防対策事業に参加された方を対象に、健康運動指導士による運動プログラムを実施。 ・ 5ヶ所で開催。	・ H26年度に実施した西仙北地域での開催と、それ以前に開催された地域での活動支援を目標とする。	・ 開催回数：6回 ・ 実参加者数：10人 ・ 延参加者数：44人	講師謝礼：90千円 ほか需用費等	・ 年度を重ねることで、当該事業の対象地区も増加するため、自主的に認知症予防に取り組めるサークルへ結びつけられるよう、支援体制の整備が必要である。	改善しながら継続
	⑭ 介護予防普及啓発事業 【1,336千円】	・ Take10プログラムの普及啓発による、ポスターの作成。 ・ ドンパンお口の体操チラシの作成。 ・ だいせん支え合い手帳（仮称）の作成。 ・ 認知症ガイドブック（仮称）の作成。	・ 目標値の設定は適さない。	－	手帳作成費用等： 1,168千円	・ 事務事業評価の対象事業ではない。	－
	⑮ 一次予防事業評価事業 【60千円】	・ 一次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。	・ 既存事業の改善や新規事業の実施。 ・ 目標値の設定は適さない。			・ 事務事業評価の対象事業ではない。	－

事　業　説　明　書

3 款　1 項　6 目　22 事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　地域包括支援センター

(施策の大綱)　高齢者福祉の充実　　(施策)高齢者の暮らしを支える体制の充実　介護予防事業と介護保険事業の推進　　(基本事業)

【事 業 名】　包括的支援事業・任意事業費

【説明項目】　介護保険法における包括的支援事業及び任意事業の概要について

【27年度】　28,318 千円【26年度】　27,879 千円【増減額】　439 千円

1．事業の目的及び目標

包括的支援事業は、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に行うことを目的とする。

任意事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために必要な支援を行うことを目的とする。各事業の目標は別添のとおり。

2．事業の概要

［介護保険者］
大曲仙北広域市町村圏組合

→ 市が受託

［市］　地域支援事業(介護保険法第115の45)

介護予防事業	**包括的支援事業**	**任意事業**

■包括的支援事業

【各種業務】

①介護予防ケアマネジメント業務
- 二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するために行う業務。

②総合相談支援業務
- 地域におけるネットワークの構築。
- 高齢者やその家族の実態把握。
- 各種制度に関する情報提供や関係機関等への紹介等。

③権利擁護業務
- 成年後見制度の活用促進。
- 高齢者虐待への対応。
- 消費者被害の防止等。

④包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- 介護支援専門員に対する関係機関との連携と協力体制の整備。

⑤包括的支援業務
- 多職種協働によるネットワークの形成。

■任意事業

【対　　象】
- 被保険者、現に介護をしている家族等

【事業内容】
- 家族介護支援事業
  介護方法の指導や現に介護をする者への支援。
- 成年後見制度利用支援事業
  低所得高齢者の成年後見制度の申し立て費用に対する助成。
- 福祉用具住宅改修支援事業
  住宅改修の支給申請に必要な理由書の作成経費の助成。
- 地域自立生活支援事業
  高齢者が地域において自立した生活を継続させるための事業の実施。

【各種事業】別添資料のとおり(⑥～⑱)

3．これまでの成果と今後の方向性

介護保険制度上に位置づけられた事業により今後も必要な事業である。
なお、各種事業における成果、今後の方向性は、別添のとおり。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

各種事業ごとの事務評価見直しは、別添のとおり。

総合評価
(今後の方向性)
別添のとおり

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
28,318			28,318	

【そ　の　他】　20款4項1目：包括的支援事業受託費　25,338
20款5項3目：配食サービス事業納付金　2,980

事業説明書関係資料（包括的支援事業・任意事業費）

事業名			事業概要	事業の目標値等	H26実績見込等	積算等	H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
包括的支援事業・任意事業費	包括的支援事業費	① 介護予防ケアマネジメント事業 【38千円】	・要支援、要介護に該当しない方の介護予防事業利用支援、相談、計画の作成。	・二次予防事業参加者を対象に介護予防のケアマネジメントを行う。 ・目標件数101件。	・ケアマネジメント件数：100件	需用費： 図書代37,460円	・以前より、評価業務を簡略化することで、対象件数を増やし実施している。今後についても、よりよい評価業務のため、業務内容等を検討し継続実施するものの、介護保険制度の改正に伴うH29年度以降の体制づくりが今後の課題である。	改善しながら継続
		② 総合相談支援事業/ ③ 権利擁護事業 【357千円】	・高齢者やその家族の相談を受け適切なサービスにつなげる。 ・相談の内容によってサービスや制度に関する情報提供、関係機関への取次ぎを行う。 ・権利擁護事業は、新規にパンフレット作成。	・高齢者やその家族に対する様々な相談対応等。 ・目標値の設定は適さない。	・延相談件数： 6,800件	講師報酬： 35,000円 職員研修旅費： 92,160円 ほか需用費等	・地域の高齢者の様々な相談に対応するため、各種機関との連携を図るとともに、職員個々の資質向上を図る。	改善しながら継続
		④ 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業 【168千円】	・介護支援専門員と関係機関との連携。 ・介護支援専門員が抱える支援、困難事例への指導、助言、情報提供の実施。 ・ケアマネ学習会の開催。ケアマネ通信の発行。	・介護支援専門員を対象に学習会を実施。 ・目標値の設定は適さない。	・学習会、情報交換：延参加者数240人 ・ケアマネ通信：月1回発行	講師報酬： 15,000円×2回 職員研修旅費： 53,940円×1人 ほか需用費等	・介護支援専門員の資質向上の取組みや情報提供、また、困難ケースへの支援等を実施するためにも、今後は、ネットワーク構築を含めた、よりよい支援体制の構築を図る。	改善しながら継続
		⑤ 包括的支援業務 【395千円】	・地域包括ケアシステム推進のため、高齢者にかかわる医療、介護、福祉などの関係機関との連携強化を図る。 ・「多職種連携の会」の取組みに対する支援。 ・在介センター協議会研修関係を、H26までは管理費だったが、H27は当該事業に計上。	・年度内に多職種連携の会との共催による勉強会等の開催を目標とする。	－	講師報酬： 191,500円 職員研修旅費： 38,220円×1人 ほか需用費等	・高齢者が住み慣れた地域で生活するためには、医療、介護、福祉など関係機関との連携が必要不可欠であり、今後、市としてもそれに対する支援を推進するものである。	現状のまま継続
	任意事業費	⑥ 家族介護教室事業 【240千円】	・適切な介護知識や技術を習得すること等を内容とした教室の開催。 ・市社会福祉協議会へ委託。	・8地域での開催を目標とする。	・開催回数：8回 ・延参加人数：65人	委託料： @30,000円×8人	・参加者が固定化しつつあることから、新規利用者を獲得するため、ケアマネ通信など居宅介護支援専門員の情報ツールを活用した事業周知を図る。	改善しながら継続
		⑦ 認知症予防対策事業 (はつらつ教室) 【2,305千円】	・【タッチパネル検査】 認知症の早期発見や予防を目的にタッチパネルを使用した認知症の検査を実施。タッチパネル検査機器を新たに4台購入。 ・【予防教室】 適切な医療及び介護予防に結びつけるための教室。	・タッチパネルの台数に制限があることから、年度1地域の開催を目指す。 ・西部圏域の1地域。 （フォローアップは大川西根地区）	・タッチパネル検査 開催回数：5回 実参加者数：65人 ・予防教室 開催回数：12回 実参加者数：16人	タッチパネル検査機器： 492,480円×4台 講師謝礼： 79,000円 ほか需用費等	・検査に関しては、より多くの人に受けてもらえるよう周知するとともに、検査結果により受診が必要な方の受診確認が課題である。	改善しながら継続
		⑧ 家族介護者交流事業 【528千円】	・介護している家族を対象に、介護からの一時的な解放と心身のリフレッシュを図る。 ・市社会福祉協議会へ委託。	・8地域での開催を目標とする。	・開催回数：8回 ・延参加者数：84人	委託料： @4,800円×110人	・参加者が固定化しつつあることから、新規利用者を獲得するため、ケアマネ通信など居宅介護支援専門員の情報ツールを活用した事業周知を図る。	改善しながら継続
		⑨ 家族介護用品支給事業 【3,828千円】	・要介護4又は5の高齢者を在宅介護してる非課税世帯に対し、介護用品券を交付。 ・年間40枚(1枚1,250円)。	・必要な人へ介護用品券を交付する。 ・目標値の設定は適さない。	・実利用者数：88人 ・利用枚数：2,400枚	扶助費： @1,250円× 3,000枚 ほか郵便料等	・事業利用対象者の条件や支給券で利用できる対象用品の検討など、介護保険制度改正の実施に併せ、実情に即した事業内容の改善が今後の課題である。	改善しながら継続
		⑩ 高齢者実態把握事業 【8,604千円】	・65歳以上の高齢者を対象に、実態把握を実施。 ・市社会福祉協議会に委託。 ・1件につき1,000円	・5年で全ての高齢者の生活状況等を把握することを目標とする。 ・年間目標調査数：約6,500人。	・調査対象者数： 5,893人	委託料： @1,000円× 7,000件 ほか郵便料等	・災害時避難行動要支援者支援と連携し、5年で全対象者を調査できるよう実施中。 ・調査員も当該事業に順応しつつあり、事業の進捗具合も順調である。 ・地域によって調査員の確保に苦慮しているところもあり、人材の確保が今後の課題である。	改善しながら継続
		⑪ 配食サービス事業 【8,976千円】	・調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスの摂れた食事を提供し、併せて安否確認を行う。 ・利用者負担：非課税世帯200円、課税世帯400円。 ・市社会福祉協議会へ委託。	・調理困難や見守りが必要な高齢者に食事を提供する。 ・申請によるものであることから目標値の設定は適さない。	・実利用者数：280人 ・延利用回数： 12,500回	委託料： @650円× 13,200回 ほか郵便料等	・H25年度の途中から、利用決定時に使用するアセスメントシートの改良を行い、適正な事業実施の取組みを図っている。H27年度にアセスメントシートの評価を行う。	現状のまま継続

事業説明書関係資料（包括的支援事業・任意事業費）

事業名			事業概要	事業の目標値等	H26実績見込等	積算等	H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
包括的支援事業・任意事業費	任意事業費	⑫ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業【1,726千円】	・まるこのひろば内にある高齢者相談所に生活援助員を派遣。 ・住宅に居住する高齢者に対し、生活相談や軽微な日常生活の支援を提供。 ・大仙親と子の総合支援センターに委託。	・高齢者の生活相談等の実施。 ・相談件数等により目標値を設定することは適さない。	・相談件数:100件	委託料: @790円×26日×7h×12カ月	・当センターの専門職員による勉強会等を開催し、相談員の資質向上を図る。	改善しながら継続
		⑬ 認知症高齢者地域支援事業【81千円】	・認知症の方を、家族や地域で見守っていくために、認知症に対する正しい知識を習得するための「認知症サポーター養成講座」を開催。	・随時養成講座を開催し、前年度を超える養成者数を目標とする。	・開催回数:12回 ・養成人数:300人 ・養成人数累計:3,200人	ｻﾎﾟｰﾀｰﾊﾞｯﾁ: @206円×100個 ほか郵便料等	・サポーター数は3千人を超え、一定の目標は達成。 ・国が認知症施策を国家戦略と位置づけていることから、H29年度までにサポーター数を4千3百人以上と新たな目標を掲げ、その達成を目指す。	改善しながら継続
		⑭ 成年後見制度利用支援事業【536千円】	・判断能力が不十分で、経済的に成年後見制度を利用できない方を対象に、申し立て費用等を助成。	・この制度の周知徹底を図る。 ・目標値の設定は適さない。	・利用者:1人	報酬助成: @28,000円×12カ月 申立費用: 200,000円	・利用者が少ないことから、ケアマネジャー等が参加する権利擁護事業の研修会等において、当該事業の普及を図る。	改善しながら継続
		⑮ 家族介護慰労事業【200千円】	・1年間介護給付を受けていない要介護4又は5の在宅高齢者を介護している非課税世帯に対し、10万円を支給。	・介護保険サービスの浸透により、当該事業の対象者は減少傾向であるものの、実績等を鑑み、年間2人の目標値を設定。	・利用者:1人	扶助費: @100,000円×2人	・介護保険制度の地域支援事業にある以上は、当該事業の利用を促進する。 ・対象要件が類似している他の事業実施においても、当該事業に該当するかに配慮し、該当する場合は、積極的に勧奨を促す。	改善しながら継続
		⑯ 住宅改修事業理由書作成手数料【20千円】	・住宅改修時に必要な理由書の作成手数料。 ・1件につき2,000円。	・住環境コーディネーター等に対し作成手数料を助成する。 ・目標値の設定は適さない。	・利用者:1人	手数料: @2,000円×10人	・理由書を作成できる居宅介護支援専門員がいない場合に対応するため、今後も継続必要な事業である。	現状のまま継続
		⑰ 認知症高齢者家族支援事業【99千円】	・認知症の方を介護する家族を対象に、悩み等を語り合える場の提供(たんぽぽの会)。	・より一層の参加を図るため、周知啓発を行う。目標値の設定は適さない。 ・自主活動への展開を図る。	・開催回数:6回 ・実参加者数:12人 ・延参加者数:40人	講師謝礼: 15,000円 ほか需用費等	・現在、市が介入し事業を実施。今後は、自主活動への展開を図る。	改善しながら継続
		⑱ 認知症啓発推進事業【217千円】	・認知症における早期発見・早期治療の重要性と認知症を正しく理解してもらうため、タッチパネル検査や認知症チェッカー等により普及啓発を推進する。	・公民館行事やイベント行事等でタッチパネル検査の体験を実施する。 ・認知症チェッカーは、不特定多数の利用が可能であるため、目標値の設定は適さない。	・開催回数:10回 ・参加者数:300人	啓発用ﾊﾟﾈﾙ印刷製本費:91,800円 認知症チェッカー設定費:44,000円 ほか需用費等	・認知症予防に対する普及啓発を効果的に実施するための仕組みづくりが、今後の課題である。	改善しながら継続

事　業　説　明　書

3 款　1 項　6 目　61 事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部社会福祉課

(施策の大綱)高齢者福祉の充実　(施策)　高齢者の暮らしを支える体制の充実　(基本事業)高齢者生きがい活動の促進

【事 業 名】　老人クラブ補助金
【説明項目】　単位老人クラブ・市老人クラブ連合会への補助内容について

【27年度】　12,785 千円【26年度】　12,696 千円【増減額】　89 千円

1．事業の目的及び目標

老人クラブは高齢者の生きがいや健康づくりの場となっており、その活動費の一部助成を通じ、単位老人クラブ活動の活性化と老連事業の充実を図り、明るい長寿社会の実現に資する目的で実施している。

2．事業の概要

【当初予算、実績等推移】

項　目	H26当初予算	H26実績見込	H27当初
・単位クラブへの補助金	9,309,000 円	8,944,500 円	9,427,000 円
会員数	7,200 名	6,864 名	7,000 名
クラブ数	174 ｸﾗﾌﾞ	168 ｸﾗﾌﾞ	172 ｸﾗﾌﾞ
【新規】新設単位クラブ補助金	－	－	(40,000 円)
【新規】単位クラブ統合支援補助金	－	－	(60,000 円)
・市連合会への補助金	3,386,400 円	3,320,496 円	3,358,000 円
合　計	12,695,400 円	12,264,996 円	12,785,000 円

○単位クラブへの補助金
・対象となる単位クラブ事業
①生きがい活動に関する事業　②健康づくり活動に関する事業　③友愛訪問に関する事業
④社会活動に関する事業及びその他老人クラブの運営等に必要な事業

・平成27年度当初予算　9,427,000円（前年度予算比　118,000円）
＊変更点　①単位クラブの規模に応じた補助金が交付されるよう、基準額の見直しを図った。
②新規設立クラブに対し、設立に係る準備資金等を考慮した補助項目を新設。
③活動限界を迎え、解散のおそれがある近隣クラブと一緒に活動していけるような環境を整備したクラブに対し、新体制への準備資金として補助項目を新設。

○市連合会への補助金
・対象となる活動
①生きがい活動(老人クラブ大会、文化祭等)
②健康づくり活動(バレーボール大会、ゲートボール大会等)
③その他社会活動(ボランティア活動、清掃奉仕活動、見守り活動等)　④友愛活動(友愛訪問等)

・平成27年度当初予算　3,358,000円（予算前年度比　△28,400円）

3．これまでの成果と今後の方向性

・活動費の一部を助成することで、生きがいづくりや健康づくり活動、高齢者同士で見守りを行う友愛訪問活動など、活発な老人クラブ活動の継続に繋がっている。また、老人クラブ活動の活性化により、高齢者の自殺率の減少や介護予防の増進といった効果も期待されることから、継続して実施すべき事業である。

《参考：H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

会員の減少、会員の高齢化や新規加入者の不足などにより活動限界を迎えるクラブがある一方で、新規に設立するクラブや継続して会員数を増加させているクラブもあるため、会員数増強運動の普及と啓発を目的として、一部補助基準額の見直しを行うとともに、単位クラブの新規設立及び活動限界を迎えた単位クラブが近隣単位クラブと共に活動を継続していけるような体制整備という２視点から補助項目を拡充した。

総合評価
(今後の方向性)
改善しながら継続

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
12,785	2,347			10,438

【国県支出金】　15款2項2目：老人クラブ助成費補助金

事　業　説　明　書

3 款　1 項　7 目　60事業

新規　・　(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実　(施策)介護予防事業と介護保険事業の推進　(基本事業)介護サービス基盤の整備

【事 業 名】　法人立介護保険施設等補助金
【説明項目】　大仙ふくし会への財政支援について

【27年度】　91,592 千円【26年度】　123,220 千円【増減額】　△ 31,628 千円

1．事業の目的及び目標

市立介護保険施設とこれに併設されている施設の移譲を受けた社会福祉法人大仙ふくし会に対し、施設運営費を助成することにより、法人が平成30年度以降、自立運営ができるよう経営安定化を支援することを目的とする。

2．事業の概要

○移譲６施設に対する施設運営費補助事業

◇補助交付団体：社会福祉法人大仙ふくし会　理事長　伊藤辰郎

■補助金・・・91,592千円

(単位：千円)

項目		H26当初	H27当初	内訳
施設運営費補助事業	法人施設派遣職員等人件費	89,275	90,568	派遣職員：67名
	初期電算導入経費	2,456	1,024	福寿園・幸寿園・八乙女荘の電算導入システム経費（複式会計移行のための経費）
環境向上対策費補助事業		31,489	0	
計		123,220	91,592	△ 31,628

3．これまでの成果と今後の方向性

・H24年度で移譲完了。
　愛幸園(H20)、桜寿苑(H21)、峰山荘(H22)、福寿園(H23)、八乙女荘(H24)、幸寿園(H24)

・職員派遣期間終了のH29年度末までに、法人職員への移行などにより、派遣市職員の処遇完結を目指す。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・法人を設立し５年が経過し、法人自らの経営努力に加え、市の財政支援により財政基盤は安定してきており支援効果が確実に現れてきている。
・H29年度で財政支援は終了するが、H30年度以降の自立運営を意識した備えも計画的に行われている。
・H29年度まで財政支援していくとともに、支援終了後の経営が確立できるよう、助言・指導を継続して行っていく。

総合評価
(今後の方向性)

改善しながら継続

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
91,592				91,592

事　業　説　明　書

3 款　2 項　1 目　61 事業

(新規)・継続・廃止　　課所名　健康福祉部　児童家庭課

(施策の大綱)子育て支援の充実　(施策)育児支援の充実　(基本事業)経済的負担の軽減

【事 業 名】　子育て応援ふれあい促進事業費
【説明項目】　子育て世帯応援融資に対する利子補給金について

【27年度】　3,000 千円【26年度】　0 千円【増減額】　3,000 千円

1．事業の目的及び目標

県や企業・店舗等と連携した支援を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、地域社会が一体となって子育て世帯を支えあうまちづくりを推進する。

2．事業の概要

○ 子育て世帯応援融資利子補給金

事業内容	市と利子補給について連携する金融機関から借り入れた子育て資金に対し、償還利子の一部を補助する
対象者	(1) 市内に居住し、高校在学中までの子供１名以上(妊娠中を含む)を扶養している者 (2) 市税等を滞納していない者
対象資金	(1) 出産準備資金 (2) 保育園・幼稚園入園費用 (3) 入学支度金（ランドセル、机、制服、自転車購入資金等） (4) 塾・在学中の予備校・習い事の資金全般 (5) 家具・家電・冷暖房機・パソコン等の購入資金 (6) スポーツ少年団・部活動の遠征等の活動費 (7) 引越し費用 (8) 受験料、受験時の交通費・宿泊費等 ※ 大学（院）、短期大学、専修学校、大学受験予備校等への入学資金、マイカー購入資金、子供部屋等の改装資金等は除く
補助内容	利子補給率／年１．５％、利子補給期間／３６ヵ月以内
金融機関	市と協定を結ぶ銀行、信用金庫等 限度額／１００万円、利率／年３．５％（変動金利）、償還期間／７年以内
予算の内訳	（12月末借入残高）1,000千円×1.5%×200件＝3,000千円

○ 秋田県子育て家庭優待事業（あきた子育てふれあいカード）の普及促進

事業内容	県と協賛店が連携する「あきた子育てふれあいカード」(H21.7～)の普及促進を図る
対象者	中学生までの子ども、妊娠中の方（児童家庭課、支所市民サービス課でカード交付）
優待方法	協賛店でカードを提示することにより、優待（割引・特典）を受けられる 協賛店：独自の割引・特典を定め、県へ登録した店舗等（全県：1,842店、大仙市：147店）

3．これまでの成果と今後の方向性

〈新規事業〉

子供を生み育てやすい社会、地域社会が一体となって子育てを支え合うまちづくりを推進し、少子化の解消・定住の促進を目指す。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

〈新規事業〉

利用状況や成果を見ながら、事業の実施期間を定める。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

（単位:千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
3,000				3,000

事　業　説　明　書

（保育所等）　3 款　2 項　1 目　89 事業
（幼稚園）　10 款　4 項　2 目　10 事業

新規　・　(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　児童家庭課

（施策の大綱）　子育て支援の充実　　（施策）　保育サービスの充実　等　　（基本事業）　多様なニーズに応じた保育の充実　等

【事 業 名】　すこやか子育て支援費
【説明項目】　保育施設等に入所する児童の保育料の支援について

（保育所等）　【27年度】　83,642 千円【26年度】　90,003 千円【増減額】　△ 6,361 千円

（幼稚園）　【27年度】　7,409 千円【26年度】　14,096 千円【増減額】　△ 6,687 千円

1．事業の目的及び目標

乳幼児を保育施設等に入所させている保護者に対し保育料の支援をすることにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し児童の福祉の向上を図る。

2．事業の概要

○ 法人立認定こども園、地域型保育施設、認可外保育所、市外公立保育所、法人立幼稚園に入所する児童の保育料を支援する。

○ 幼稚園給食費は、国の給付制度に対応した助成制度に変更（県のすこやか支援制度は対象外）。

【保育所等保育料】　（単位:人、千円）

区分		助成率		対象児童数	支給額
世帯	階層	県	大仙市		
一般世帯	2	1／2	1／2	673	73,221
	3				
	4	1／4			
	5				
	6	―	1／4	54	5,949
	計			727	79,170
ひとり親世帯	3	1／2	全　額	13	2,489
	4		1／2	16	1,983
	5				
	6	―			
	7				
	8				
	計			29	4,472
合計				756	83,642

【幼稚園保育料】　（単位:人、千円）

区分		助成率		対象児童数	支給額
世帯	階層	県	大仙市		
一般世帯	2	1／2	1／2	281	6,110
	3				
	4	1／4			
	計			281	6,110
ひとり親世帯	3	1／2	全　額	9	145
	4		1／2	2	54
	5	―			
	計			11	199
合計				292	6,309

【幼稚園給食費】　（単位:人、千円）

	助成率		対象児童数	支給額
	国	大仙市		
生活保護世帯	1／2	全額	20	792
2－1階層	―			
2－2階層		1／2	17	308
合計			37	1,100

3．これまでの成果と今後の方向性

・ 大仙市のすこやか子育て支援費は、県のすこやか子育て支援事業を一部拡大しており、利用者にとって負担の軽減となっている。

・ 27年度より県のすこやか子育て支援事業制度が改正されるが、現行の市のすこやか子育事業と同程度の支援が行えるように、市の一部拡大を継続する。

《参考：H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・ 保育料の支援により、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られる有効な事業として今後も継続していく。

・ 県のすこやか子育て支援制度を基本に、市独自の基準により見直しする。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

（単位:千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
91,051	32,115			58,936

【国県支出金】　15款2項2目：すこやか子育て支援事業費補助金　30,478
15款2項2目：ひとり親児童保育援助費補助金　1,637

事　業　説　明　書

3 款　2 項　2 目　12 事業

新規　・（継続）・　廃止　　課所名　健康福祉部　児童家庭課

（施策の大綱）　子育て支援の充実　　（施策）　児童健全育成の充実　　（基本事業）　子ども同士の仲間づくり支援

【事 業 名】　放課後児童クラブ管理運営費
【説明項目】　放課後児童クラブの実施について

【27年度】　208,223 千円【26年度】　132,847 千円【増減額】　75,376 千円

１．事業の目的及び目標

○神岡児童クラブ移転新築工事をＨ２７年度中に実施し、Ｈ２８年４月１日から開所する。
○保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図る。

２．事業の概要

○ 神岡児童クラブ移転新築工事

方針：小学校６年生までの利用と、室内での様々な遊びに対応する市独自の基準により整備
場所：神宮寺字神宮寺53-6 地内（神岡小学校　隣接地）
規模：木造平屋建て　建築面積 292.63㎡　延床面積 274.00㎡
工事費：　７１，１２６千円
（本体工事費　６８，４５４千円
外構工事費　２，０００千円
工事監理費　６７２千円）

○ 放課後児童クラブの実施

	施設数	利用者	指導員※	備考
H26年度	21箇所	713人	60人	
H27年度(見込)	21箇所	781人	63人	※H27以降は指導員→支援員
比　較	0箇所	68人	3人	

運 営 費 ：　１３５，９３９千円　（２１箇所分）
利用者負担金：月6,000円/人(2人目以降半額、ひとり親家庭3,000円/人、生活保護世帯無料)

○ 放課後児童支援員研修

研修費：　１，１５８千円　　県が行う研修の受講に要する賃金、旅費
研修はH27年度より５年間実施（具体的内容は未確定）

３．これまでの成果と今後の方向性

・ 今後も利用希望児童の増加が見込まれ、児童クラブの適正な規模を考慮し定員増加等の対応をする。
・ 指導員について、開所時間中は２人以上配置する。
・ 都道府県の資格認定が必要なことから、指導員全員が今後研修受講を必須とする。（経過措置：5年）

《参考：H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》
・ 共働きや祖父母も就労しているなど、児童の帰宅時に保護者等が不在であることが常態化している家庭が増加していることもあり、利用児童数が増加している。
・ 特別支援の児童や気になる児童の利用も増えており、このような児童に対応するための適正な人員配置が必要。
・ 待機児童が出ている児童クラブもあることから、待機者の解消や適切な開設場所の設定が必要。

総合評価
（今後の方向性）
改善しながら継続

４．財源内訳

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
208,223	54,397	52,600	47,736	53,490

【国県支出金】 15款2項2目　：地域児童健全育成推進事業費補助金　38,693
：放課後児童クラブ整備費補助金　15,704
【市　　債】 21款1項2目　：放課後児童クラブ整備事業債　52,600
【そ の 他】 20款5項3目　：児童クラブ会員負担金　47,736

事　業　説　明　書

3 款　2 項　3 目　61 事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　児童家庭課

(施策の大綱)　子育て支援の充実　　(施策)　保育サービスの充実　　(基本事業)　多様なニーズに応じた保育の充実

【事 業 名】　法人立保育所補助金
【説明項目】　法人立保育所への補助金について

【27年度】　134,287 千円【26年度】　210,955 千円【増減額】　△ 76,668 千円

1．事業の目的及び目標

良好な保育サービスを維持・継続しつつ、法人経営の安定化を図り、児童の福祉の向上に資する。

○ 運営費負担金のほか、運営事業及び施設改修に係る補助金を法人に交付することにより、保育所運営の適正化を図り、児童福祉の向上を目指す。

○ 法人化計画に基づいて法人化した保育所の運営や保育業務に支障が生じないように、法人事務局および保育所に市職員を派遣し、運営事務の適正化や保育の質の維持を図る。

2．事業の概要

○ 大曲保育会、大空大仙、大仙ファミリーサポートの3法人に対する補助金。

(単位:千円)

補助事業の種類	(福)大曲保育会	(福)大空大仙	(福)大仙ファミリーサポート	合計
① 経営安定支援事業	4,491	11,777	668	16,936
② 通園バス運行事業	0	45,433	0	45,433
③ 施設管理費	0	5,186	0	5,186
④ 派遣人件費	0	59,356	0	59,356
⑤ 保育環境向上対策事業(備品)	0	1,600	0	1,600
⑥ 保育環境向上対策事業(修繕)	0	1,616	0	1,616
⑦ 施設整備事業	3,410	750	0	4,160
計	7,901	125,718	668	134,287
H26予算額	4,200	206,091	664	210,955
H27-H26	3,701	△ 80,373	4	△ 76,668

※上記のうち⑤・⑥・⑦の内訳は、別紙のとおり

3．これまでの成果と今後の方向性

・ 公立保育所の法人化計画に基づく補助であり、法人の経営安定化に寄与している。
・ 大空大仙への補助金のうち派遣人件費、施設管理費の助成は平成30年3月31日まで、施設整備事業は譲渡後５年までとしていることから、将来的な市の負担は減額される。
・ H27年度は、大曲駅前に幼保一体型施設が完成し、大曲保育会に運営を委託する予定であるため、関連備品の購入費用の補助を行う。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》
・ 保育所を運営する法人事務局自体の財源は乏しく、安定して業務を行うためには、市の補助金は不可欠と考えられる。
・ 施設の修繕や通園バス運行事業に対して補助することにより入所児童の処遇が向上し、民間ノウハウを活かした効率的な運営が実現できていると感じるが、実施する保育事業や経営方針の形態により補助金の内容を見直していく必要がある。

総合評価
(今後の方向性)
改善しながら継続

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
134,287				134,287

（別紙）　法人立保育所補助金について

⑤⑥⑦内訳

	園名	内　　容	補助金額
⑤ 保育環境向上対策事業（備品）	中仙西保育園	哺乳瓶除菌保管庫	626千円
		おでかけ避難車	230千円
	南外保育園	調理室用冷凍冷蔵庫	483千円
		FF式ストーブ	261千円
	計		1,600千円
⑥ 保育環境向上対策事業（修繕）	みどり幼稚園（認定こども園）	暖房ボイラー取替工事	1,616千円
	計		1,616千円
⑦ 施設整備事業	内小友保育園	駐車場造営工事　4,000千円×1/2	2,000千円
	大曲東保育園	職員用トイレ増設工事　2,819千円×1/2	1,410千円
	おおた保育園	屋根雨漏り修繕　1,500千円×1/2	750千円
	計		4,160千円

【補助事業の説明】

対象事業	説　　明
①経営安定支援事業	法人本部にかかる経費を補助
②通園バス運行事業	通園バスを運行している園（10園）の人件費、燃料費、車両管理費等の経費分を補助 中仙東保育園、協和保育園、船岡保育園、みつば保育園、淀川保育園、すくすくだけっこ園、なかせんワイワイらんど、つきの木こども園、せんぼくちびっこらんど、おおたわんぱくランド
③施設管理費	保育単価に含まれる管理費と実際の管理費との差額分を補助
④派遣人件費	保育単価に含まれる人件費と実際の人件費との差額分を補助
⑤⑥保育環境向上対策事業	市から無償譲渡された建物の修繕、設備・備品の修繕または更新にかかる経費を補助
⑦施設整備事業	園の修繕、増改築にかかる経費を補助

事　業　説　明　書

3款　3項　2目　80事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　生活支援課

（施策の大綱）社会保障の促進　（施策）生活保護　（基本事業）相談業務の充実　自立支援の強化

【事 業 名】　生活扶助費等

【説明項目】　各扶助費、施設事務費、中国残留邦人等支援給付費及び就労自立給付金について

【27年度】　1,943,279 千円【26年度】　1,896,450 千円【増減額】　46,829 千円

1．事業の目的及び目標

生活に困窮している全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その可能性を発展させ自立を支援する。また、中国残留邦人等に必要な支援給付を行い、円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立を支援する。

2．事業の概要　（詳細　別紙添付資料参照）

（1）保護の動向

当市では平成24年9月をピークに、保護率、保護人員とも減少傾向が続いていたが、平成25年10月を底にわずかではあるが増加傾向となっている。

（2）保護費、支援給付費及び就労自立給付金当初予算

【保護費】

	H27年度当初見込	H26年度当初	H26年度実績見込	当初比較（H27－H26）
保護率	17.5　‰	16.9　‰	17.3　‰	0.6 ポイント
保護世帯数	1,127　世帯	1,067　世帯	1,094　世帯	60　世帯
保護人員	1,472　人	1,438　人	1,460　人	34　人
扶助費計	1,934,209　千円	1,888,172　千円	1,933,860　千円	46,037　千円

【支援給付費】　7,825千円（対前年当初△453千円）　医療支援費の減による
支援世帯数　2世帯　支援人員　3人　平成20年度の事業開始時より人員等は増減なし。

【就労自立給付金】　1,245千円　平成26年度平均支給額83,000円×15件
安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金（平成26年7月から実施）。
・支給方法　保護受給中の就労収入を仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給
・対象　安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認めたもの
・上限額　単身世帯10万円　多人数世帯15万円

3．これまでの成果と今後の方向性

当市では管内の有効求人倍率が平成20年のリーマンショックから持ち直したものの県平均を下回る0.88倍（H26.10月）であり、また高齢化率も34%（H26.7月）と県市部平均を上回っている。この様な状況の下平成25年10月から保護人員等が増加に転じ、今後も減少は見込めない。自立に向けた就労支援や医療扶助費の抑制などは効果を上げているので、今後も重点的に行っていく。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

被保護者就労支援員及びレセプト点検員を確保し、就労による保護からの脱却及び後発医薬品利用等の促進により保護費抑制を図る。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,943,279	1,463,685			479,594

【国県支出金】
14款 1項 1目：就労自立給付費負担金　933
14款 1項 1目：生活保護費負担金　1,456,525
15款 1項 1目：生活保護費負担金　6,227

平成27年度生活保護費・支援給付費・就労自立給付金（80事業生活扶助費等）当初予算添付資料

（１）Ｈ２７年度保護費等当初予算（千円）

		H27当初予算額	H26当初予算額	増減	H26見込	H25実績	H24実績	H23実績 注1	H22実績	H21実績	H20実績
生活保護費	生活扶助	667,589	647,647	19,942	662,436	646,285	670,244	655,883	620,165	528,784	471,366
	住宅扶助	190,295	184,302	5,993	190,227	181,915	183,525	167,325	156,917	130,219	113,672
	教育扶助	9,914	6,742	3,172	9,878	9,603	10,420	9,079	8,792	7,317	4,277
	介護扶助	103,950	116,535	△ 12,585	99,110	107,669	96,049	84,365	68,351	70,045	58,768
	医療扶助	889,347	864,515	24,832	901,898	873,766	787,597	1,104,822	937,377	770,947	674,859
	出産扶助	420	420	0	166	177	478	691	413	341	290
	生業扶助	7,717	10,613	△ 2,896	8,959	10,990	10,067	9,104	8,720	6,284	4,077
	葬祭扶助	3,606	2,362	1,244	3,223	3,262	2,376	2,580	0	588	837
	施設事務費	61,371	55,036	6,335	57,963	53,322	53,836	53,911	57,941	56,497	63,407
	合　計	1,934,209	1,888,172	46,037	1,933,860	1,886,989	1,814,592	2,087,760	1,858,676	1,571,022	1,391,553
支援給付費	生活支援	1,811	1,757	54	1,811	1,772	1,773	1,766	1,876	1,723	477
	住宅支援	0		0	0	0	0	0	122	234	82
	医療扶助	6,014	6,521	△ 507	6,063	5,526	5,319	4,965	3,988	709	189
	合　計	7,825	8,278	△ 453	7,874	7,298	7,092	6,731	5,986	2,666	748
保護費等合計		1,942,034	1,896,450	45,584	1,941,734	1,894,287	1,821,684	2,094,491	1,864,662	1,573,688	1,392,301
就労自立給付金		1,245	0	1,245							
80事業計		1,943,279	1,896,450	46,829							

国庫負担金	1,456,525	保護費
	933	就労自立支援給付費
県負担金	6,227	
一般財源	479,594	

（注1）H23年度～H24年度より医療扶助費繰上払いあり

（２）平成１８年度以降の年間平均（保護率、保護世帯数、保護人員）の推移及び予測値

	H27見込	H26見込	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
保護率（‰）	17.5	17.3	16.8	16.6	15.1	14.0	12.0	10.7	9.9	9.0
保護世帯数（世帯）	1,127	1,094	1,062	1,039	980	935	814	739	694	648
保護人員（人）	1,472	1,460	1,448	1,450	1,340	1,251	1,082	973	918	852
基準人口（人）	84,229	85,080	86,175	87,259	88,538	89,397				

（３）就労支援状況

（人）

		H27年度見込	H26.10月現在	H25実績	H24実績	H23実績
就労支援対象者		45	47	54	78	32
	就労支援要請者	40	26	39	31	16
	うち就労開始者	28	25	38	29	16
	就労開始による廃止者	8	4	14	6	4

（４）処方箋への後発医薬品調剤状況

（件）

		H27平均見込	H26.10月	H25.9月	H25.4月	H24.3月
処方せん件数（１ヶ月）		1,040	1,042	1,041	1,057	1,022
	うち後発医薬品を含む件数	800	789	734	729	649
	同割合(%)	76.9	75.7	70.5	69.0	63.5

事　業　説　明　書

4 款　1 項　2 目　12 事業

新規　・(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　健康増進センター

(施策の大綱)子育て支援の充実　(施策)母子保健の充実　(基本事業)母子保健の充実

【事 業 名】　母子保健推進費
【説明項目】　妊婦健康診査について

【27年度】　51,996 千円【26年度】　52,534 千円【増減額】　△ 538 千円

1．事業の目的及び目標

母子保健法及び大仙市妊婦健康診査実施要綱に基づき、母性の健康保持・増進のため、妊娠期における疾病の早期発見、早期治療により健康管理の向上を図り、安心して妊娠・出産できる環境づくりに努める。

2．事業の概要

①母子健康手帳交付：中央、西部、東部分室で交付　①　予算額：468千円
②妊婦健康診査：（健診14回、検査券1回、母乳育児相談補助券2回「新規」）
1）健診基本項目：診察、尿検査、血圧測定
2）週数に応じた検査項目：ノンストレステスト（胎児の状態を確認する分娩前胎児心拍モニタリング）等
3）検査：子宮頸がん検診・クラミジア検査・ニュージェントスコア（細菌性膣炎検査）
③妊婦歯科健康診査（妊娠35週まで）：健診回数1回（県補助1/2）委託先：秋田県歯科医師会
②+③予算額：50,212千円
④里帰り妊婦健診：県外の里帰り先での妊婦健診及び歯科健診への助成　④　予算額：888千円
⑤パパママ教室：2講座４クール実施。各講座定員25組　⑤　予算額：224千円
・第１講座：妊婦体操・パパの妊婦体験・調理実習
・第２講座：沐浴体験・赤ちゃんのお世話体験・参加者同士の交流
⑥乳幼児健康相談　⑥　予算額：　87千円
・出産前後小児保健指導：産婦人科と小児科の連携による出産や育児の相談・指導
・乳幼児健康相談：育児一般、発育発達面、栄養面等に関する相談を各分室にて開催
⑦離乳食教室:前期　生後5～6か月児、後期　生後10～11か月児　⑦　予算額：117千円
・前期は各分室にて実施。後期は大曲保健センターにて3分室合同で実施。

3．これまでの成果と今後の方向性

・ 妊婦に係る疾病の早期発見・早期治療を促進することにより、安心して妊娠・出産に臨むことができる。
・ 新規の母乳育児相談に関して、産後の要支援産婦の把握の機会ともなることからより効果的な実施に向けて充実が図られる。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

市広報等による事業周知を図り、さらに妊娠届出による母子健康手帳交付の際に健診及びパパママ教室等の事業について詳細な説明をして事業推進に努める。

総合評価（今後の方向性）：改善しながら継続

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
51,996	516			51,480

【国県支出金】　15款2項3目：母体健康増進支援事業費補助金　500
15款3項3目：県許可等移譲事務交付金　16

事　業　説　明　書

4 款　1 項　2 目　61 事業

新規　・(継続)　・廃止　　課所名　健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱)　保健・医療の充実　　(施策)　地域医療体制の充実　　(基本事業)　医療機能の強化

【事 業 名】　特定不妊治療・不育症治療費補助金
【説明項目】　特定不妊治療及び不育症治療への助成について

【27年度】　6,373 千円【26年度】　3,858 千円【増減額】　2,515 千円

1．事業の目的及び目標

特定不妊治療等及び不育症治療を受ける夫婦へ治療費の助成を行い、経済的負担と精神的負担の軽減を図り少子化対策の推進に寄与する。

2．事業の概要

●特定不妊治療等（体外受精治療・人工授精治療）
【体外受精治療（特定不妊治療）】
　秋田県の特定不妊治療費補助金に該当している市民に対して、不妊治療費とこれに付随する費用で、県の補助額を超えた分について、10万円を限度に単年度あたり3回まで通算5年補助金を交付する。
（単年度あたりの補助額：10万円×3回）
【人工授精治療（一般不妊治療）】
　以下の条件を満たす市民に対して、不妊治療費とこれに付随する費用について、10万円を限度に単年度あたり3回まで通算5年補助金を交付する。（単年度あたりの補助額：10万円×3回）
◆交付条件
・婚姻している夫婦であって、大仙市に住所を有すること
・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること

●不育症治療
　不育症治療費とこれに不随する費用について、15万円を限度に単年度あたり２回まで通算5年補助金を交付する。(単年度あたりの補助額：15万円×2回)
◆交付条件：人工授精治療と同様

	申請額（円）				申請件数（件）			
	特定不妊治療	人工授精治療	不育症治療	合計	特定	人工	不育	合計
H24年度	2,205,833	1,043,352	0	3,249,185	26	18	0	44
H25年度	5,332,985	1,216,440	36,890	6,586,315	68	22	1	91
H26年度見込	4,692,728	1,955,124	0	6,647,852	52	24	0	76
H27年度見込	4,500,000	1,500,000	300,000	6,300,000	45	15	2	62

3．これまでの成果と今後の方向性

申請者のうち母子健康手帳の交付を受けた件数は、平成24年度において2件（出産2件）、平成25年度において14件（出産14件）であり、不妊治療を受ける市民の負担軽減と出生数の増加に繋がっているため事業継続が望ましい。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

　平成26年度1月末日時点での申請件数は46件、申請額計が3,647,852円であり、平成25年度の同時期の申請状況とほぼ同様の状況である。例年、年度末の駆け込み申請が多いことから、平成26年度においても平成25年度（申請額計6,586,315円）程度の申請額が見込まれる。また、不妊治療の普及が進み、不妊治療を受ける市民が年々増加傾向にあることから、今後も申請状況を見極めながら事業を推進する。

総合評価
(今後の方向性)
改善しながら継続

4．財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
6,373		6,300		73

【市　　債】 21款1項3目：特定不妊治療等事業債

事　業　説　明　書

4 款　1 項　4 目　12 事業

新規　・　(継続)　・　廃止　　課所名　健康福祉部　健康増進センター

(施策の大綱)　保健・医療の充実　　(施策)　病気の予防と健康の維持・増進　　(基本事業)　感染症予防対策の充実

【事 業 名】　予防接種経費
【説明項目】　乳幼児・児童・生徒及び高齢者への予防接種について

【27年度】　147,131 千円【26年度】　158,906 千円【増減額】　△ 11,775 千円

1．事業の目的及び目標

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、定められた時期において予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る。予防接種に関する知識と啓発を図りながら、法により規定された接種対象者へ勧奨を行い、接種率の向上を図る。

2．事業の概要

・乳幼児・児童・生徒及び高齢者への定期予防接種　　・委託料：145,164千円
・乳幼児・児童・生徒は全額公費負担、高齢者のインフルエンザは1,200円、高齢者の肺炎球菌は3,000円補助
（ただし、生活保護世帯の対象者は接種料金の全額補助）
・委託先：秋田県医師会
・平成26年10月より、水痘、高齢者の肺炎球菌が定期予防接種となる

予防接種の種類	対象者	回数	対象者数(延べ人数を含む)	接種見込数	H25年度接種者数
４種混合(DPT-IPV)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	4	2,200	1,760	1,599
３種混合(DPT)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	4		100	499
２種混合(DT)	11歳以上～13歳未満の者（小学6年）	1	611	580	674
不活化ポリオ	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	4		200	659
麻しん風しん混合(MR)	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1	550	539	507
	2期：5歳以上7歳未満(小学校就学前)	1	568	556	606
日本脳炎	1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2期：9歳以上13歳未満の者 特例措置：H7.4.2～H19.4.1生まれの未接種者	4	3,875	3,100	2,710
結核(ＢＣＧ)	生後1歳に至るまでの間にある者	1	550	440	419
Hib感染症	生後2月から60月に至るまでの間にある者	4	2,200	2,156	2,158
小児用肺炎球菌	生後2月から60月に至るまでの間にある者	4	2,200	2,156	2,069
子宮頸がん予防	中学１年～高１相当の女子	3		20	199
水痘(水ぼうそう)	生後12月から36月に至るまでの間にある者	2	1,362	1,225	
高齢者のインフルエンザ	①65歳以上の者及び、②　*1	1	30,955	15,677	15,567
高齢者の肺炎球菌	①平成27年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者　[例）65歳：昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生]　及び、②　*1	1	6,730	2,869	
その他	麻しん、風しん、特別予防接種			23	12

*1　②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者

3．これまでの成果と今後の方向性

・予防接種の実施により、免疫効果を高め、疾病の重症化や感染のまん延防止の本事業は有効である。
・未接種者に対しては、広報・ポスター等での周知と接種勧奨及び乳幼児健診時の個別勧奨、必要に応じて、電話・通知等で再度勧奨をする。
・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日付の厚生労働省からの勧告により、定期接種の積極的な呼びかけを中止している。その結果、接種者は減少傾向にある。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・予防接種は、感染症の予防上の観点から効果は大きく、接種率の向上に努める。
・実施医療機関との連携を図り、安全にかつ適時に応じた接種ができるよう情報共有に努める。

総合評価
（今後の方向性）
改善しながら継続

4．財源内訳

（単位：千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
147,131				147,131

事　業　説　明　書

4 款　1 項　6 目　10 事業

新規　・(継続)・　廃止　　課所名　健康福祉部　健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実　(施策) 病気の予防と健康の維持・増進　(基本事業) 健(検)診内容の検討と充実

【事 業 名】　保健事業費
【説明項目】　各種検診事業について

【27年度】　129,438　千円　【26年度】　151,848　千円【増減額】　△ 22,410　千円

1．事業の目的及び目標

健康増進法に基づき、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するため、市民一人ひとりが各種健診の必要性を認識し、受診結果から早期発見・早期治療により市民の健康増進を図る。

各種検診の受診率向上のため、健診（検診）の大切さを市民に広く周知するとともに、無料クーポン券を活用し健診（検診）の習慣化に努め受診率の向上を図る。
また、集団検診に加え、20～39歳の女性に対する医療機関方式での子宮がん検診や日曜日の総合健診等の実施等により受診率の向上を図る。

○受診目標数　（単位：人）

区分	胃がん	前立腺がん	大腸がん	肺がん等（結核・喀痰を含む）	子宮頸がん	卵巣腫瘍	乳がん	肝炎ウイルス	骨粗鬆症	歯周疾患	30・35歳血液健診
H26実績（見込み）	5,092	3,655	6,007	11,119	2,189	2,184	2,489	772	497	279	97
H27受診者見込	**5,580**	**4,000**	**9,800**	**13,500**	**3,200**	**3,200**	**2,700**	**1,100**	**600**	**350**	**100**

2．事業の概要

① 各種がん検診等（継続）　【事業費　１１３，５２３　千円】

種類	対象者	検診方法
胃がん検診	４０歳以上・３５歳～３９歳(新規)	集団検診
前立腺がん検診	５０歳以上の男性	集団検診
大腸がん検診	４０歳以上	集団検診
肺がん等検診（結核検診を含む）	４０歳以上（65歳以上は結核検診をかねる）	集団検診
子宮頸がん・卵巣腫瘍検診	２０～４０歳の女性	集団検診 大仙市内の医療機関での個別検診（希望者）
	４１歳以上偶数年齢の女性	集団検診
乳がん検診	４０歳以上偶数年齢の女性	集団検診
肝炎ウイルス検診	４０歳、４１歳以上で未検査者	集団検診
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	集団検診
歯周疾患検診	40・50・60・70歳	医療機関での個別検診
30・35歳血液検査	30・35歳	集団検診

② 大腸がん検診無料クーポン券事業（継続）　　【事業費　６，３７３千円】

40歳から60歳までの5歳きざみの対象者に、無料クーポン券を送付し、大腸がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見･早期治療に結びつける。（補助率　国1/2　市町村1/2）

種類	対象者	検診方法
大腸がん検診 （国補助事業　H23～）	40・45・50・55・60歳	集団検診

③ 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業（継続）　【事業費　７，４０６ 千円】

平成21年度から平成25年度までの5年間に子宮頸がん検診及び乳がん検診無料クーポン券事業を実施したが、全国的に受診率が低かったため、未利用者に対して、再配布する事業を平成26年度から実施している。

平成27年度においては、新たに20歳（子宮頸がん）及び40歳（乳がん）になる方と平成25年度において無料クーポン券の配布を受けた方で無料クーポン券を利用しなかった方に無料クーポン券を送付し、子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見･早期治療に結びつける。（補助率　国1/2　市町村1/2）

種類	新規対象者	未利用者	対象者合計	検診方法
子宮頸がん検診	400人(20歳)	1,524人	1,924人	集団検診・医療機関
乳がん検診	505人(40歳)	2,282人	2,787人	集団検診・医療機関

④ 胃がん検診無料クーポン券事業（継続）　　【事業費 ２，１３６ 千円】

40歳・50歳の対象者に、無料クーポン券を送付し、胃がん検診の受診促進を図るとともに、胃がんの早期発見･早期治療に結びつける。（ 検診費：県全額　　事務費：県1/2　市町村1/2）

種類	対象者	検診方法
胃がん検診 （県補助事業　H23～）	40・50歳	集団検診

３．これまでの成果と今後の方向性

・健診（検診）を受診することによって、疾病の早期発見、早期治療につながり、市民の健康保持が図られるとともに、医療費の抑制にもつながり効果は大きい。

・医療機関方式での子宮がん検診や日曜健診を実施することにより、受診する機会を拡大するとともに、事業の啓発を行い受診率の向上に努める。

《H26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・　健診（検診）の実施は、疾病の早期発見、早期治療につながり非常に有効である。

・今後も継続して事業実施する。

総合評価
（今後の方向性）
改善しながら継続

４．財源内訳

（単位:千円）

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
129,438	10,314		14,060	105,064

【国県支出金】　14款 2項 3目：がん検診推進事業費補助金　6,889
15款 2項 3目：健康増進事業費・子宮がん検診助成事業費・胃がん検診助成事業費補助金　3,425

【そ　の　他】　20款 5項 3目：各種検診納付金

大仙市子育て支援・年表（ソフト事業）

新規事業　拡充事業

平成２７年度版

年齢：出産前／出産／乳幼児期（0：1～12、1、2）／就学前（3、4、5）／小学生（6～11）／中学生（12～14）／高校生（15～17）

【保健分野のおもな支援】

安心して妊娠・出産・子育てをし、子どもの発育や発達を確認するために

- ・大人の風しん抗体検査及び予防接種（任意）
- ・妊婦健康診査14回・子宮頸がん健診・クラミジア検査
- ・妊婦歯科健康診査
- ・里帰り健康診査
- ・妊娠中からの子育て支援事業
- ・特定不妊治療等補助金
- ・出産前後小児保健指導（プレネイタル・ビジット）
- ・母子健康手帳交付、妊婦健康相談、栄養相談、離乳食教室、パパママ教室、乳幼児健康相談
- ・乳幼児健康診査

4か月児健診

離乳食教室（前期）

7か月児健診

離乳食教室（後期）

10か月児健診

1歳6か月児健診（歯科含）

2歳6か月児歯科健診

3歳児健診（歯科含）

フッ化物洗口事業

産前・産後の不安を相談したり、育児の不安を解消するために

母乳育児相談補助券2回交付

ハイリスク妊婦保健指導（随時）

こんにちは赤ちゃん訪問事業

経過観察児訪問（随時）

できるだけ病気を予防したり、予防接種の免疫を継続するために

・乳幼児及び児童・生徒定期予防接種

- BCG（生後12か月に至るまで）1回
- 風しん・麻しん1期
- 水　痘
- 日本脳炎1期
- 風しん・麻しん2期
- 日本脳炎2期
- 日本脳炎　特例措置　平成7年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた方
- 4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）4回・不活化ポリオ4回
- 2種混合
- 子宮頸がん予防ワクチン3回（中学1年生～高校1年生相当の女子）H25．4．1～定期予防接種
- インフルエンザ菌b型（Hib）ワクチン（5歳未満）　H25．4．1～定期予防接種
- 小児用肺炎球菌ワクチン（5歳未満）　H25．4．1～定期予防接種

【医療分野のおもな支援】

子どもが病気になっても安心してお医者さんにかかれるようにするために

- 医療費の助成（所得制限あり）……県補助対象分
- 所得制限額の緩和、医療費全額助成及び中学生の入院費の医療費助成……市単独上乗分
- 通院費の医療費助成
- ひとり親家庭の子ども　医療費助成（所得制限あり）……県補助対象分

【福祉分野のおもな支援】

子どもの養育費の心配やひとり親になったときの不安解消のために

- 児童手当（3歳未満月額15，000円・第3子以降の3歳～小学校修了前月額15，000円・3歳～中学生月額10，000円・特例給付（所得制限以上）月額5，000円）
- 児童扶養手当（18歳まで）・　特別児童扶養手当（20歳未満）
- 子育て世帯応援融資利子補給金

仕事と子育てを両立するために

- 延長保育・支援を要する児童の保育・保育所地域活動事業
- 放課後児童クラブ
- すこやか子育て支援事業（保育料助成）　保育所への一時保育
- 乳幼児保育推進事業
- 病児・病後児保育（施設型…3ヵ所）
- ファミリー・サポート・センター事業

地域のお父さん・お母さん同士が交流しあい輪を広げるために

- 地域子育て支援拠点事業（一般型…11ヵ所）

大仙市子育て支援・年表（ソフト事業）

新規事業　拡充事業

平成27年度版

年齢	出産前	出産	乳幼児期														就学前			小学生						中学生			高校生		
			0												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																	

【教育分野のおもな支援】

教育環境を充実するために

- 学校生活支援員等の配置
- 外国語指導助手（ALT）・国際交流員（CIR）の配置
- 定期健康診断
- コンピュータ・インターネットの整備
- 教育図書の整備
- 体験的な学習の時間支援事業
- 小・中学校芸術鑑賞
- 遠距離通学費の補助
- スクールバス運行事業
- コロンブスの卵わくわくサイエンス事業
- 音のまち大仙楽器サポート事業
- こころのプロジェクト「夢の教室」事業
- キャリア教育推進「総合的な学力育成」事業
- だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業
- 国際教養大学との交流事業
- 奨学金制度
- すこやか子育て支援事業
- 幼稚園地域活動事業

スポーツを通した健全な心身を育むために

- スポーツ少年団活動補助、スポーツ少年団大会派遣費補助
- スキー場リフト券等無料利用券配布

社会性、こころの豊かさ、豊かな創造性を育むために

- 子育て講座（就学前の子どもの保護者を対象）
- ①社会、人とのふれあい
  - ・放課後子ども教室、キッズボランティア活動支援、三世代交流事業
- ②自然とのふれあい
  - ・自然観察探検事業、リーダーキャンプ事業、キッズプロジェクト事業
- 子ども読書活動の推進
- ブックスタート事業

大仙市の人口と出生数の推移

年次	人口（10/1現在）	出生数（1月～12月）	出生率（人口千人あたり）
平成18年	92,295	621	6.7
平成19年	91,309	636	7.0
平成20年	90,411	576	6.4
平成21年	89,398	552	6.2
平成22年	88,301	550	6.2
平成23年	87,260	490	5.6
平成24年	86,175	520	6.0

※出典：平成24年秋田県衛生統計年鑑